

第159号議案

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び」を「、第12条の2に規定する介護時間及び」に改める。

第12条第1項中「得て、」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する者」を「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者に、「同項」を「前項」に、「連続する6月の期間」を「3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(次条において「指定期間」という。)」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第12条の2 職員は、任命権者の承認を得て、要介護者の介護をするため、介護時間を受けることができる。

2 介護時間の時間は、要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第13条中「前11条」を「第2条から前条まで」に改める。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「）における」との次に「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と」を加える。

（島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

（県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第4条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び」を「、第12条の2に規定する介護時間及び」に改める。

第12条第1項中「得て、」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する者」を「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、教育職員の申出に基づき、要介護者」に、「同項」を「前項」に、「連続する6月の期間」を「3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次条において「指定期間」という。）」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第12条の2 教育職員は、任命権者の承認を得て、要介護者の介護をするため、介護時間を受けることができる。

2 介護時間の時間は、要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、県立学校の教育職員の給与に関する条例第16条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正）

第5条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第22条の9第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「）における」との次に「、第2項中「3歳に満たない子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」とを加える。

（島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正前の職員の休日及び休暇に関する条例第12条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初

日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する条例第12条第2項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第4条の規定による改正前の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例第12条の規定により介護休暇の承認を受けた教育職員であって、施行日において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第4条の規定による改正後の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例第12条第2項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該教育職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「による育児時間」の次に「又は職員の休日及び休暇に関する条例第12条の2第1項に規定する介護時間若しくは県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)第12条の2第1項(市町村立学校教職員の給与条例第22条の10の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する介護時間」を、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。